

# 環境検討委員会の経緯及び経過について

国土交通省設楽ダム工事事務所

# 環境検討委員会と各検討会

## 設楽ダム環境検討委員会

ダム建設に伴うダム周辺及びダム下流の自然環境に及ぼす環境影響に関して、環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H20. 12設置－

○各専門組織から検討内容について報告を受け、それについて意見交換を行う。  
○各専門組織で対象としていない種については「環境検討委員会」で上記の役割を行う。

## 設楽ダム猛禽類検討会

クマタカ等の希少な猛禽類に関する環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H15. 7設置－

## 設楽ダム魚類検討会

ネコギギ等希少な魚類に関する環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H15. 6設置－

## 設楽ダム湿地管理検討委員会

重要な種の移植先等として、整備を計画している湿地について、維持管理の主体や維持管理方法の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H20. 7設置－

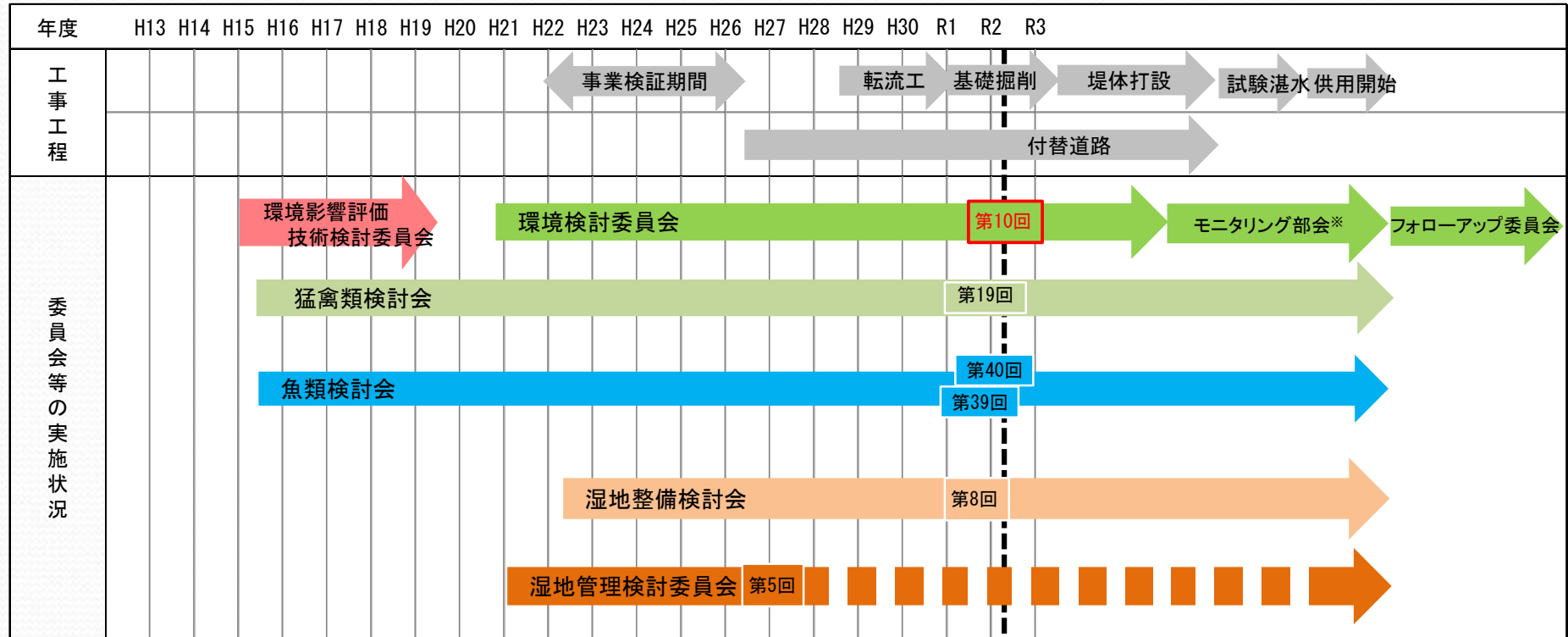
設楽ダム湿地整備・管理方針ガイドラインの作成をもって(一時)休止し、維持管理組織の立ち上げを目指す。(H27. 3)

## 設楽ダム湿地整備検討会

設楽ダム建設事業により影響を受ける貴重種に対しての環境保全措置として、「湿地環境の整備」に関わる動植物の生態等の面を踏まえた整備計画、現地の整備方法について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H21. 9設置－

# 環境検討委員会の経緯



※環境検討委員会は、ダムの試験湛水の前の年度から、【モニタリング部会】へ移行する。

ダムの供用開始後、[ダム等の管理に係るフォローアップ制度](平成8年より試行導入、平成14年より本格導入)に基づき、学識経験者からなる【フォローアップ委員会】を設立し、「適切なダム等の管理を行っていくため、事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置」を行っていく。

その分析・評価に資するため、フォローアップ調査の一環としてモニタリング調査を行うが、【モニタリング部会】は、その「モニタリング調査計画の策定及びその調査結果の分析・評価について指導・助言を得る」ことを目的とし設置する。

# 環境検討委員会の経過



# 環境検討委員会の経過（前回の主な意見、指摘・対応）

## ◆指摘と対応

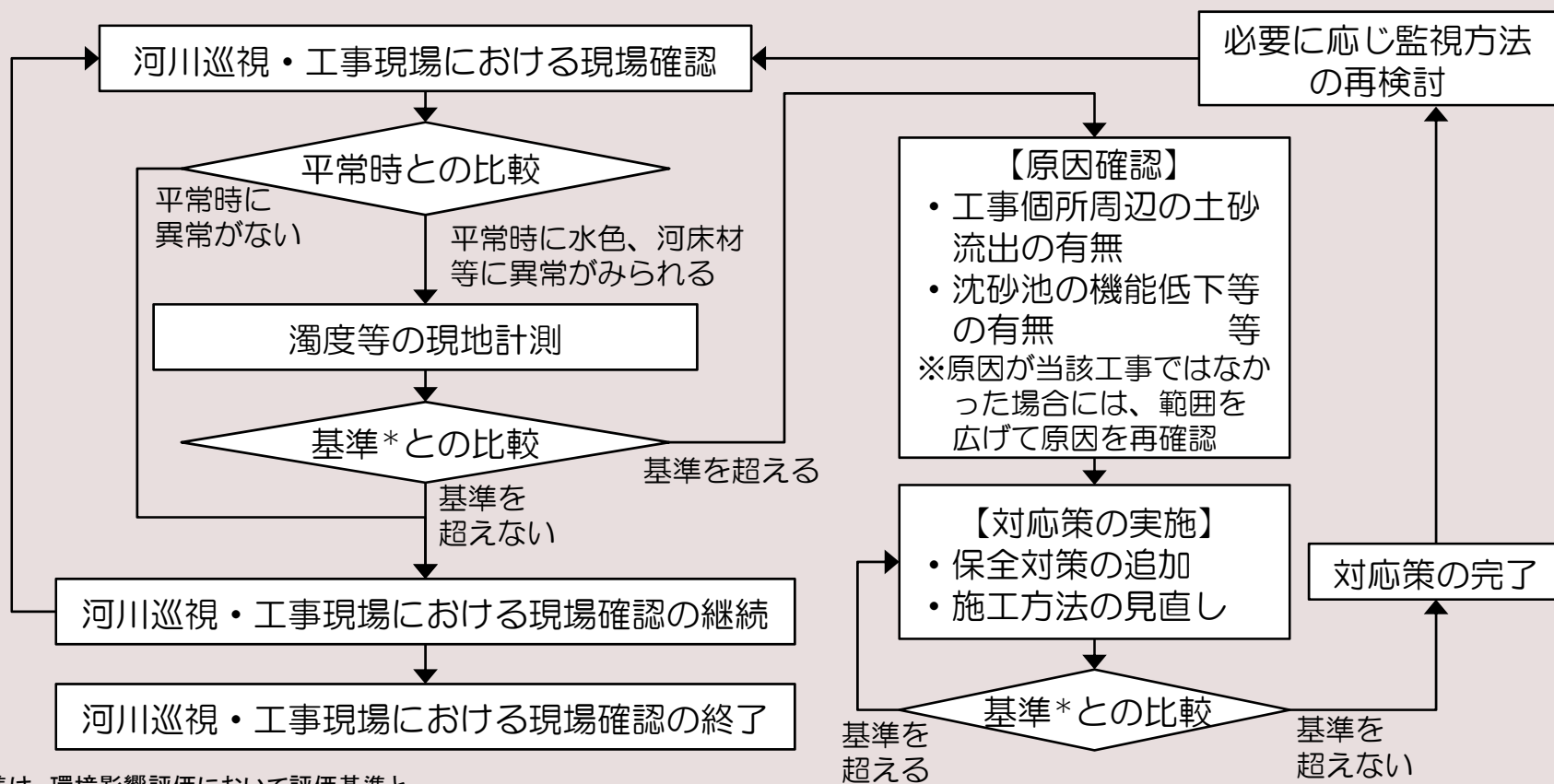
指摘	対応
工事による水の濁り、土砂流出の監視として、水生生物の応答を確認する必要がある。	魚類、底生動物の定性的な変化を監視の項目として、工事による水の濁り、土砂流出に対する魚類、底生動物の変化に関する調査・検討方針を提示する。
工事による環境影響が確認された場合の対応を事前に確認する必要がある。	工事による濁り等の影響に対する対応方針を整理した。
工事による水の濁り・土砂流出の監視は、河川の懸濁物質の量として整理する必要がある。	監視の一環として工事区域上下流の河川の懸濁物質の量を整理し、工事前のLQ式と比較を行った。



# 指摘に対する対応方針

## 工事による濁り等に対する対応

- ・ 河川巡視、工事現場における現場確認により問題の有無をチェックする。
- ・ チェックの結果を踏まえ、順応的に対策を実施していく。



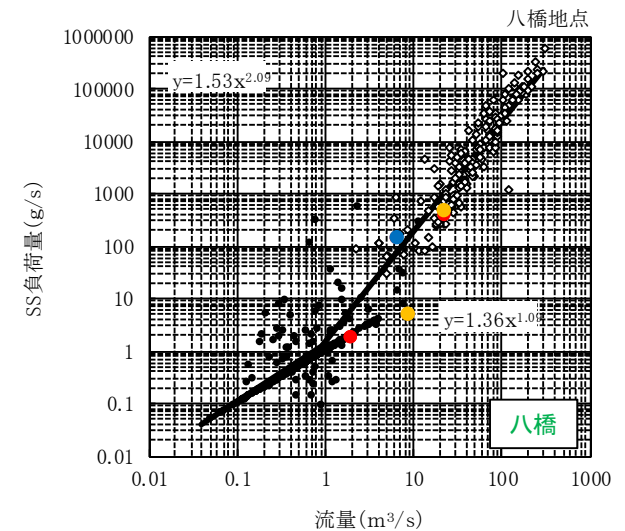
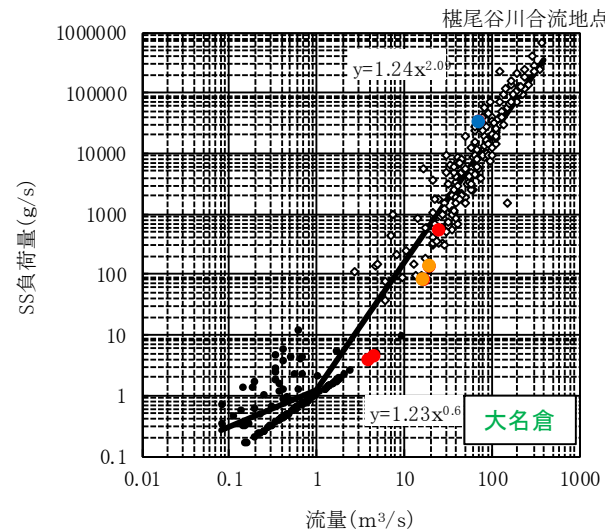
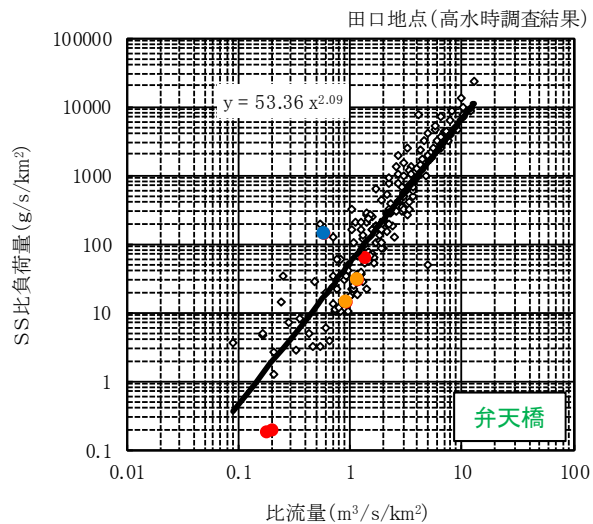
\* 基準は、環境影響評価において評価基準とした環境基準値(河川AA類型 SS:25mg/L、pH:6.5以上、8.5以下)とする。

順応的管理におけるモニタリング調査フロー

# 指摘に対する対応方針

## 河川の懸濁物質の量について

- ・平成29年度から降雨時水質調査を実施している。この結果を工事実施前に作成したLQ式と比較した結果、弁天橋、大名倉、八橋における工事中の河川の懸濁物質の量（SS負荷量）は、工事前と比べて大きな変化はみられない。
- ・工事中のデータを取得するため、降雨時水質調査を継続する。



- 凡 例 —
- ◇ : 高水時調査 (工事前)
  - : 定期調査 (工事前)
  - : H29降雨時調査
  - : H30降雨時調査
  - : R1降雨時調査